

仕 様 書

1 概 要

- (1) 件 名 令和3年度南部浄化センター外3施設電力部分需給
- (2) 需給場所 「別添資料」のとおり
- (3) 用 途 プラント施設

2 仕 様

- (1) 供給電気方法等

「別添資料」のとおり

- (2) 契約電力・予定使用電力量

各施設への電力供給は、複数の電力事業者の電源から一需要場所に対して、各々の電気が物理的に区分されることなく、1引込を通じて一体として供給される形態、いわゆる部分供給で行う。

ア 契約電力：「別表1」のとおり

(契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、30分間最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)

イ 契約期間中の予定使用電力量：「別表1」のとおり

月別予定使用電力量は、別紙5のとおりとする。

- (3) 使用期間

自 令和4年1月1日 00:00 至 令和4年12月31日 24:00

- (4) 電力計の検針装置の有無

「別添資料」のとおり

3 部分供給の運用について

部分供給を行うにあたり、発注者（久留米市企業局）、受注者（負荷追従供給者）、ベース供給者（九州電力株式会社）及び九州電力送配電株式会社ネットワークサービスセンターとの間において、各施設における電気の需給について、「部分供給の運用に関する協定書」を締結するものとする。協定書の締結については、受注者がとりまとめを行うこと。

4 その他

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
- (2) 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金に

については、九州管内の旧一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

- (3) 契約を締結した後において、経済状況及び発電費用等の変動により契約単価が不適当となった場合は、双方協議の上、契約単価を変更することが出来る。ただし、九州管内の旧一般電気事業者が定める標準供給条件または選択供給条件の変更には、上記供給条件に規定する単価の増減率を超えないこととする。
- (4) 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等について調整が必要な場合には、一般送配電事業者と調整することとする。
- (5) 事故等が発生した場合の連絡体制を確立させておくとともに、当方が指定する連絡先へ指示・報告ができるようにしておくこととする。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、九州管内の旧一般電気事業者が定める供給条件によるほか、当該職員の指示に従うものとする。

(別表 1)

施設名	予定契約電力 (kW)			予定使用電力量 (kWh)		
	負荷追従 供給部分 (入札対象)	ベース 供給部分 (入札対象外)	計	負荷追従 供給部分 (入札対象)	ベース 供給部分 (入札対象外)	計
南部浄化 センター	450	180	630	2,413,307	1,576,800	3,990,107
放光寺浄水場	152	60	212	791,807	525,600	1,317,407
西部配水場	115	40	155	299,189	350,400	649,589
太郎原取水場	550	270	820	3,773,477	2,365,200	6,138,677
計	1,267	550	1,817	7,277,780	4,818,000	12,095,780

※予定使用電力量における負荷追従供給部分とベース供給部分の数値は、簡易計算による概算値であることを了承の上入札すること。

令和3年度南部浄化センター外3施設電力部分需給

別添資料

施設別概要書

No.	需要場所		電力供給条件				予定契約電力及び予定使用電力等		
	施設名	所在地	供給方式	標準電圧 (V)	計量電圧 (V)	標準周波数 (Hz)	予定契約電力 (Kw)※1	予定使用量 (KWh)※2	力率 (%)
1	南部浄化センター	福岡県久留米市安武町住吉1900	交流3相3線式	6,000	6,000	60	630	3,990,107	100
2	放光寺浄水場	福岡県久留米市山本町豊田614	交流3相3線式	6,000	6,000	60	212	1,317,407	100
3	西部配水場	福岡県久留米市三潅町菅町原363	交流3相3線式	6,000	6,000	60	155	649,589	100
4	太郎原取水場	福岡県久留米市太郎原町391-1	交流3相3線式	6,000	6,000	60	820	6,138,677	100
総計			—	—	—	—	1,817	12,095,780	—

※1 契約上使用できる電気の最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測された需用電力が原則として、これを超えないものとする。

※2 月別の予定使用量は別紙5とする。

※3 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、九州地区の一般電気事業者の定める特定規模標準供給条件並びに特定規模需要選択供給条件による。